

手順書:創傷管理関連

20. 創傷に対する陰圧閉鎖療法(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(創部の深さ、創部の分泌物、壊死組織の有無、発赤、腫脹、疼痛等)、血液検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード(連続、間欠吸引)選択を行う。

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 創傷を有する壊死組織・創部の感染徴候等がなく、ポケットがある・浸出液が多い患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態、バイタルサインに異常がない
- 出血傾向がない
- 創傷以外の急性疾患の合併がない

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

- 創傷に対する陰圧閉鎖療法
 - ・十分なモニタリングと対応ができる環境下で行う
 - ・壊死組織の除去と、創部の感染徴候がないことを確認する
 - ・陰圧閉鎖システムを用いて、陰圧閉鎖療法を施行する。吸引圧は 120~140mmHg とする
 - ・浸出液が辺縁から染みてきたら、2~3 日に 1 回程度を目安に交換する
 - ・出血がみられた場合は、ドレッシング材を除去し、ガーゼにて圧迫止血を行う



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- バイタルサインの変化、全身状態が良好(発熱なし、褥瘡以外の急性疾患がない)
- 壊死組織が良好に除去されている
- 創部の分泌物の量・性状が良好
- 出血がない
- 排膿、発赤、腫張などの局所感染徴候がない

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する